

# 千葉県温泉指導要綱

[平成13年 4月 1日制定]  
[平成15年 3月31日改正]  
[平成17年 3月29日改正]  
[平成17年 6月 1日改正]  
[平成19年 7月19日改正]  
[平成19年11月28日改正]  
[平成20年 9月30日改正]  
[平成23年 4月15日改正]  
[平成27年 3月16日改正]  
[令和 4年 7月 1日改正]

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「規則」という。）並びに千葉県温泉法施行細則（昭和43年千葉県規則第59号。以下「細則」という。）の施行に関し、指導指針、審査基準その他の必要な事項を定めることにより、温泉行政の円滑な運営を図り、もって温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正に資することを目的とする。

## 第2章 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正に資するための指導指針

### (温泉の保護及びその利用の適正に資するための指導指針)

第2条 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第3条第1項の規定により許可の申請をしようとする者に対し、次の表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる既存源泉との距離に係る基準等を指導するものとする。

新規に土地を掘削する深度が500m以内である場合	掘削地点と既存源泉との距離を500m以上確保すること。ただし、当該掘削地点と500m以内の距離に既存源泉がある場合において、当該既存源泉の所在地及び当該掘削地点と当該既存源泉との距離が明らかにされた図面の提出があり、かつ、当該既存源泉の所有者の同意があるとき（掘削地点又は既存源泉が次項の指定地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり50m <sup>3</sup> 以内、掘削地点及び既存源泉が次項の指定地域以外の地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり150m <sup>3</sup> 以内である場合に限る。）は、この限りでない。
新規に土地を掘削する深度が500mを超える場合	掘削地点と既存源泉との距離を1,000m以上確保すること。ただし、当該掘削地点と1,000m以内の距離に既存源泉がある場合において、当該既存源泉の所在地及び当該掘削地点と当該既存源泉との距離が明らかにされた図面の提出があり、かつ、当該既存源泉の所有者の同意があるとき（掘削地点又は既存源泉が次項の指定地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり50m <sup>3</sup> 以内、掘削地点及び既存源泉が次項の指定地域以外の地域に存する場合はその揚湯量の合算量が1日当たり150m <sup>3</sup> 以内である場合に限る。）は、この限りでない。

2 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第11条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（動力を装置しようとする者に限る。）に対し、次の表の左欄に掲げる地域に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる揚湯量及び吐出口断面積に係る基準を指導するものとする。

指定地域（工業用水法施行規則（昭和32年通商産業省令第22号）第4条の2第1項及び第2項に規定する地域並びに建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令（昭和37年政令第335号）第2条に規定する地域をいう。以下同じ。）	揚湯量にあっては1日当たり50m <sup>3</sup> 以内とし、吐出口断面積（吐出口が複数ある場合は、その断面積の合計の面積。以下この表において同じ。）にあっては6cm <sup>2</sup> 以内とすること。
指定地域以外の地域	揚湯量にあっては1日当たり150m <sup>3</sup> 以内とし、吐出口断面積にあっては21cm <sup>2</sup> 以内とすること。

#### （備考）

平成17年9月1日現在の指定地域は、千葉市の一部、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市、鎌ヶ谷市、市原市の一部及び袖ヶ浦市の一部の地域となっている。

3 第1項の規定は、前項の申請が他の目的で掘削した井戸を温泉源として使用するものである場合について準用する。この場合において、第1項の表中「新規に土地を掘削する深度」とあるのは「他の目的で掘削した井戸の深度」と、「掘削地点」とあるのは「他の目的で掘削した井戸が所在する地点」と読み替えるものとする。

4 知事は、温泉の保護及びその利用の適正に資するため、法第11条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（動力を装置しようとする者に限る。）に対し、揚湯量を測定するための水量測定器を設置し、及び水位を測定することができる措置を講じるよう指導するものとする。

この場合において、知事は、必要に応じ、当該水量測定器の概要が明らかとなる書類、当該水量測定器の設置場所を示した図面、水位を測定することができる措置を示した図面その他の必要な書類及び図面の提出を指導するものとする。

5 知事は、指定地域以外の地域において、法第3条第1項の規定により許可の申請をしようとする者（既存源泉の所有者の同意を得た者に限る。）に対し、必要があると認めたときは、千葉県環境審議会の意見を聴いて、第1項の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

#### (土地掘削の許可申請)

第3条 法第3条第1項の申請をしようとする者は、土地掘削許可申請書（細則別記第1号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（掘削地点を明示した公図、配置図（敷地境界からの距離を明記する。）及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））
- 二 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 三 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）
- 四 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程（別記第1号の2例示様式）
- 五 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）
- 六 地質調査書
- 七 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合は、その理由書
- 八 次に掲げる事項を記載した温泉利用計画書
  - イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造
  - ロ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）
  - ハ 排水処理方法（温泉水とその他について、処理方法並びに流末を記載）
- ニ 知事が必要と認める書類（生活用水の水源）
- 九 次に掲げる事項を記載した書類
  - イ 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策
  - ロ やぐらの倒壊防止対策
- 十 申請者が掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者であることを証明する書類
  - イ 自己所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書

- ロ 他人所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の掘削に関する承諾書又は当該土地に係る賃借契約書の写し
  - ハ 河川敷地の場合は、主管官公署の掘削についての許認可書とその写し
- 十一 申請者が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（法人である場合はその役員）（共通第1号例示様式）
- 十二 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 知事は、第1項の申請書に関係法令の確認結果についての書類を添付するよう指導するものとする。

#### （工事着手届）

- 第4条 知事は、土地掘削許可、ゆう出路の増掘許可及び動力の装置許可（以下「土地掘削許可等」という。）を受けた者が、当該工事に着手する場合はあらかじめ工事着手届（別記第1号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。
- 2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 工事工程表（掘削工事は別記第2号の1、動力装置は別記第2号の2例示様式）
  - 二 安全対策対応状況書（掘削工事は別記第2号の3、第2号の4例示様式、ただし、第2号の4例示様式は、平成20年10月1日以降の土地掘削申請の場合は除く。）

#### （有効期間更新の申請）

- 第5条 土地掘削許可等を受けた者が法第5条第2項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定による更新の申請をする場合は、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可有効期間更新申請書（細則別記第2号様式）2部（正本1部、副本1部）を当該許可の有効期間の満了する日の30日前までに知事に提出するものとする。

#### （合併又は分割による土地の掘削の許可等を受けた地位の承継承認申請）

- 第6条 法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記3号様式その1）2部（正本1部、副本1部）を、合併又は分割の予定日から30日前までに知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
  - 二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第1号例示様式）
- 3 知事は、法第6条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、掘削等の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第3号様式）

2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書
- 二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類（共通第1号例示様式）

（相続による土地の掘削の許可等を受けた地位の承継承認申請）

第7条 法第7条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、許可を受けた地位の承継をしようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉（掘削・増掘・動力の装置）許可を受けた地位の承継の承認申請書（相続）（細則別記第3号様式その2）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
- 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
- 三 申請者が法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第1号例示様式）

（掘削・増掘のための施設等の変更許可申請）

第8条 法第7条の2第1項（法第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定により、土地の掘削等の許可を受けた者が、掘削・増掘のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとする場合は、温泉（掘削・増掘）のための施設等変更許可申請書（細則別記第4号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 変更後の掘削又は増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削又は増掘の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）
- 三 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の変更を伴う場合にあっては、変更後の当該規程（別記第1号の2例示様式）

（掘削・増掘のための施設等の変更届）

第9条 知事は、土地の掘削等の許可を受けた者が、温泉（掘削・増掘）のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上前条第1項に規定する変更に該当しない軽微な変更をした場合は、温泉（掘削・増掘）のための施設等変更届（別記第4号様式）

- 2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。
- 2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
  - 二 規則第1条の2第10号に規定する掘削時災害防止規程又は増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程の内容を変更した場合にあっては、変更後の当該規程（別記第1号の2例示様式）

（温泉工事等の完了又は廃止の届出）

第10条 法第8条第1項（法第11条第2項又は第3項で準用する場合を含む。）の規定により、土地掘削許可等を受けた者が工事を完了又は廃止した場合は、速やかに温泉（掘削・増掘・動力の装置）工事（完了・廃止）届（細則別記第5号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

- 2 土地掘削の工事により温泉がゆう出した場合の温泉掘削工事完了届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）
  - 二 地質柱状図
  - 三 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合は、電気検層及び温度検層の結果を記載した書類
  - 四 揚湯試験の結果を記載した書類
  - 五 温泉成分分析書の写し
  - 六 規則第1条の2第9号に規定する記録
    - イ 警報設備による警報の作動状況
    - ロ 毎作業日における掘削口等周辺のメタン濃度の測定結果
    - ハ 每作業日におけるガス噴出の兆候の有無の点検結果
    - ニ ゆう出路洗浄中におけるガス噴出の兆候の有無の点検結果

（ゆう出路の増掘許可申請）

第11条 法第11条第1項の規定による温泉ゆう出路の増掘許可申請をしようとする者は、温泉増掘許可申請書（細則別記第6号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 増掘をしようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（掘削地点を明示した公図、配置図及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））
  - 二 設備の配置図及び主要な設備の構造図
  - 三 増掘のための施設の位置、構造及び設備並びに増掘の方法が規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第1号の1例示様式）
  - 四 増掘に係る可燃性天然ガスによる災害の防止に関する規程（別記第1号の2例示様式）

- 五 土地掘削許可書の写し（自然ゆう出に係る増掘以外の場合）
  - 六 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さを明記したもの）
  - 七 地質柱状図
  - 八 掘削孔の深さが1,000メートル以上の場合は、その理由書
  - 九 次に掲げる事項を記した温泉利用計画書
    - イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造
    - ロ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）
    - ハ 排水の処理方法（温泉水及びその他について、処理方法並びに流末を記載）
    - ニ 知事が必要と認める事項（生活用水の水源）
  - 十 次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策
    - ロ やぐらの倒壊防止対策
  - 十一 申請者が増掘に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者であることを証明する書類
    - イ 自己所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書
    - ロ 他人所有の土地である場合は、土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の掘削に関する承諾書又は賃借契約書の写し
    - ハ 河川敷地の場合は、主管官公署の掘削についての許認可書とその写し
  - 十二 申請者が法第11条第2項又は第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（別記第1号の1例示様式）
  - 十三 申請者が法人の場合は、登記事項証明書
- 3 知事は、第1項の申請書に関係法令の確認結果についての書類を添付するよう指導するものとする。

#### （動力装置の許可申請）

- 第12条 法第11条第1項の規定による動力の装置許可申請をしようとする者は、温泉動力の装置許可申請書（細則別記第7号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 動力を装置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図（当該地点を明示した公図、配置図及び見取図（2,500分の1程度）並びに案内図（25,000分の1程度））
  - 二 掘削孔の断面図（ゆう出路及び掘削孔の口径及び深さ、ポンプの位置並びに自然水位及び稼動水位を明記したもの）
  - 三 地質柱状図
  - 四 動力装置の概要（カタログ等）及び当該動力装置を選定した理由を記載した書類
  - 五 揚湯試験の結果を記載した書類

六 温泉成分分析書の写し

七 次の事項を記載した温泉利用計画書

イ 温泉を利用しようとする施設の名称、用途及び構造

ロ 温泉を浴用に供しようとする場合にあっては、浴槽の容量及び温泉の補給方法

ハ 一日当たりの温泉利用量（利用量の根拠を記載）

ニ 排水の処理方法（温泉水及びその他について、処理方法並びに流末を記載）

ホ 知事が必要と認める事項（生活用水の水源）

八 申請者が法第11条第2項又は第3項において準用する法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面（別記第1号の1例示様式）

九 申請者が法人の場合は、登記事項証明書

（動力装置の更新届出）

第13条 知事は、動力装置の許可を得た者が、当該許可を得た動力装置の能力を超えない範囲において、動力装置を更新しようとする場合は、工事着手日の10日前までに、動力装置の更新届（別記第5号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、動力装置の概要（カタログ等）を記載した書類を添付するものとする。

（源泉変更届）

第14条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、掘削等完了後、住所又は氏名等を変更した場合は、30日以内に源泉変更届（別記第6号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

（源泉管理者変更届）

第15条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、工事完了後、その源泉又は動力の管理を譲り渡した場合は、譲り受けた管理者は、30日以内に源泉管理者変更届（別記第7号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、次の各号のいずれかに掲げる書類を添付するものとする。

一 譲り受けた者の自己所有地である場合は、土地の登記事項証明書

二 譲り受けた者の自己所有ではない場合、土地の登記事項証明書及び当該土地を使用する権利を有することを証する書類

三 その他、譲り受けた者が、当該源泉を管理することができることを証する書類

（源泉廃止届）

第16条 知事は、土地掘削許可等を受けた者が、源泉を廃止した場合は、30日以内に源泉廃止届（別記第8号様式）2部（正本1部、副本1部）に掘削許可書等を添えて提出するよう指導するものとする。

(採取の許可申請)

第 17 条 法第 14 条の 2 第 1 項の申請をしようとする者は、温泉採取許可申請書（細則別記第 8 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、法第 18 条第 2 項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。

また、メタンの量の測定の結果は、可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由により測定することが困難な場合は除く。

一 設備の配置図及び主要な設備の構造図

二 温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第 9 号の 1 例示様式）

三 設備の設置の状況を現した写真

四 規則第 6 条の 2 第 2 項第 4 号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果  
メタン濃度については、測定の結果報告書の写し

五 規則第 6 条の 3 第 1 項第 10 号に規定する採取時災害防止規程（別記第 9 号の 2 例示様式）

六 申請者が法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第 2 号例示様式）

3 知事は、申請者が法人の場合には、第 1 項の申請書に登記事項証明書を添付するよう指導するものとする（ただし、既に県内において、温泉法に係る許可申請書等で提出済みであって、その内容に変更のない場合は省略することができる。）。

4 規則第 6 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する迂回水平距離を確保するための可燃性ガスを遮断する壁の高さは 2 m 以上とするよう指導するものとする。ただし、関係者以外が立ち入らない裏庭など、又は屋外にある自然ゆう出泉、掘削自噴泉をそのまま屋外で利用する場合は柵等は不要とする。

(合併又は分割による温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請)

第 18 条 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記第 9 号様式その 1）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を、合併又は分割の予定日から 30 日前までに知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第 2 号例示様式）

- 3 知事は、法第14条の3第1項の規定により、温泉採取の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉採取許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第10号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。
- 4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書
  - 二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第14条の2第2項第2号から第4号までに該当しない者であることを誓約する書類（共通第2号例示様式）

（相続による温泉採取の許可を受けた地位の承継承認申請）

第19条 法第14条の4第1項の規定により、許可を受けた地位の承継をしようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉採取の許可を受けた地位の承継の承認申請書（相続）（細則別記第9号様式その2）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
  - 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
  - 三 申請者が法第14条の2第2項第2号及び第3号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第2号例示様式）

（可燃性天然ガスの濃度についての確認申請）

第20条 法第14条の5第1項の申請をしようとする者は、可燃性天然ガス濃度確認申請書（細則別記第10号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。なお、メタンの濃度の測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。
  - 一 温泉採取の場所の状況を現した写真
  - 二 メタン濃度の測定の実施状況を現した写真
- 3 知事は、第1項の申請書に、次の各号に掲げる書類を添付するよう指導するものとする。
  - 一 メタン濃度の測定の結果報告書の写し
  - 二 申請者が法人の場合は、登記事項証明書の写し（ただし、既に県内において、温泉法に係る許可申請等で提出済みであって、その内容に変更のない場合は省略することができる。）

(譲渡、合併又は分割による可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届)

第 21 条 法第 14 条の 6 第 2 項の規定により、確認を受けた者が、譲渡・合併・分割により他の者にその地位を承継した場合は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届（譲渡・合併・分割）（細則別記第 11 号様式その 1）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

2 前項の承継届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業の全部の譲渡の場合にあっては、譲渡に関する契約書の写し
- 二 合併又は分割の場合にあっては、合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

(相続による可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届)

第 22 条 法第 14 条の 6 第 2 項の規定により、確認を受けた者が、相続により他の者にその地位を承継した場合は、可燃性天然ガス濃度の確認を受けた地位の承継届（相続）（細則別記第 11 号様式その 2）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を遅滞なく、知事に提出するものとする。

2 前項の承継届を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする

- 一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）
- 二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により温泉の採取の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(温泉採取のための施設等の変更許可申請)

第 23 条 法第 14 条の 7 第 1 項の規定により、温泉採取のための施設等を変更しようとする者は、温泉採取のための施設等変更許可申請書（細則別記第 12 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図
- 二 変更後の温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が規則第 6 条の 3 第 1 項各号又は第 3 項各号に掲げる基準に適合することを証する書面（別記第 9 号の 1 例示様式）
- 三 変更に係る設備の変更前の状況を現した写真
- 四 規則第 6 条の 3 第 1 項第 10 号に規定する採取時災害防止規程の変更を伴う場合にあつては、変更後の当該規程（別記第 9 号の 2 例示様式）

3 知事は、法第 14 条の 7 第 1 項の規定により、温泉採取のための施設等の変更許可を受けた者が、工事を完了した場合は、速やかに温泉採取の施設等変更許可に係る工事完了届（別記第 11 号様式）2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

なお、メタンの濃度の測定は、法第18条第2項に規定する登録分析機関又は環境省等の実施する講習会を受講した者等であって、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく計量証明の事業の登録を受けた者等が行うこと。

また、メタンの量の測定の結果は、可燃性天然ガス発生設備の構造上等の理由により測定することが困難な場合は除く。

一 設備の設置の状況を現した写真

二 規則第6条の2第2項第4号に掲げるメタンの濃度及び量の測定の結果

メタン濃度については、測定の結果報告書の写し

(温泉採取のための施設等の変更届)

第24条 知事は、温泉採取の許可を受けた者が、採取のための施設等について、可燃性天然ガスによる災害の防止上前条第1項に規定する変更に該当しない軽微な変更をした場合は、温泉採取のための施設等変更届（別記第12号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

2 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 変更に係る設備の配置図及び変更に係る主要な設備の構造図

二 規則第6条の3第1項第10号に規定する採取時災害防止規程の変更をした場合にあつては、変更後の当該規程（別記第9号の2例示様式）

(温泉採取許可を受けた者等に関する住所等変更届)

第25条 知事は、温泉採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が、住所又は氏名等を変更した場合は、30日以内に温泉採取許可を受けた者等に関する住所等変更届（別記第13号様式）2部（正本1部、副本1部）を提出するよう指導するものとする。

(温泉の採取の事業の廃止の届出)

第26条 法第14条の8第1項の規定により、温泉採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者が、採取の事業を廃止した場合は、遅滞なく温泉採取事業廃止届（細則別記第13号様式）2部（正本1部、副本1部）を知事に提出するものとする。

2 法第14条の2第1項の許可を受けた者にあっては、前項の廃止届を提出する場合は、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を表示した図面

二 温泉のゆう出路の埋戻しの状況を現した写真

### 第3章 温泉の利用

(温泉利用許可申請)

第27条 法第15条第1項の申請をしようとする者は、温泉浴用に係る申請にあっては温泉利用許可申請書（浴用）（細則別記第14号様式その1）に、温泉飲用に係る申請

にあっては温泉利用許可申請書（飲用）（細則別記第14号様式その2）に、次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請に係る区域を管轄する保健所長（以下「所轄保健所長」という。）に1部提出するものとする。

- 一 飲用の場合にあっては、源泉及び温泉を公共の飲用に供する場所（以下「飲泉所」という。）における、温泉に含まれる一般細菌数及び大腸菌群の有無並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類又は検査成績書の写し（30日以内に発行されたもの）
- 二 登録分析機関が行った温泉成分分析書の写し
- 三 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする施設の概要及び平面図
- 四 源泉から施設までの配管を明示した図面
- 五 申請者が、法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第3号例示様式）
- 六 掘削（増掘・動力装置）許可書の写し。（その名義人と申請者が異なる場合は、その理由書及び掘削名義人との利用契約書の写し）
- 七 飲用の場合にあっては、源泉又は飲泉所における温泉に含まれる砒素、銅、ふつ素、鉛、水銀及び遊離炭酸の量並びに水素イオン濃度、臭気、味、色度及び濁度に関する検査の結果を記載した書類
- 八 申請者が法人の場合は、登記事項証明書

（温泉を飲用に供する場合の審査基準等）

- 第27条の2 温泉を飲用に供する場合における法第15条第1項の規定による許可の審査基準は、別表第1に定める温泉飲用水質基準（以下「水質基準」という。）とする。
- 2 保健所長は、温泉を飲用に供する場合における法第15条第1項の規定による許可にあたっては、温泉飲用施設が、別表第1の2に定める温泉飲用施設基準に適合するよう指導するものとする。

（合併又は分割による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請）

- 第28条 法第16条第1項の規定により、許可を受けた法人が、合併・分割により他の法人にその地位を承継しようとする場合は、温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請書（合併・分割）（細則別記第15号様式その1）1部を、合併又は分割の予定日から30日前までに所轄保健所長へ提出するものとする。
- 2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
  - 二 許可を受けた地位を承継しようとする法人の役員が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第3号例示様式）
- 3 知事は、法第16条第1項の規定により、温泉利用の許可の地位の承継が承認された法人は、被承継者である法人が消滅し若しくは新たな法人が設立登記され、承継の効力が発生した後30日以内に、温泉利用許可を受けた地位の承継の効力発生届（別記第1

4号様式) 1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

4 前項の提出に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 地位の承継を受けた法人の登記事項証明書

二 法人の役員が第1項による申請時と異なる場合は、当該役員が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書類（共通第3号例示様式）

(相続による温泉利用許可を受けた地位の承継承認申請)

第29条 法第17条第1項の規定により、許可を受けた地位を承継しようとする場合は、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に、温泉利用許可を受けた地位の承継の承認申請書（相続）（細則別記第15号様式その2）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 戸籍謄本（被相続人と相続人全員の関係が明らかになるもの）

二 相続人が二人以上いる場合において、その全員の同意により掘削等の事業を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

三 申請者が法第15条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第3号例示様式）

(温泉利用許可書の掲示)

第30条 知事は、温泉の利用許可を受けた者が、許可書を当該施設の見やすい場所に掲示するよう指導するものとする。

(成分等の掲示届)

第31条 温泉の利用許可を受けた者は、法第18条第1項の規定により、温泉の成分等の掲示をするときは、法第18条第4項の規定によりあらかじめ温泉成分等掲示届（細則別記第16号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

(飲用施設供用開始届)

第32条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、その施設の供用を開始しようとするときは、供用開始前までに飲用施設供用開始届（別記第15号様式）1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

(飲用施設管理責任者届)

第33条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、供用開始前に、飲用施設管理責任者を選任し、飲用施設管理責任者届（別記第16号様式）1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

2 飲用施設管理責任者は、別表第2に定める温泉飲用施設管理基準に従い、飲用施設を管理するものとする。

#### (再分析)

第 34 条 温泉利用許可を受けた者は、法第 18 条第 3 項の規定により、10 年以内ごとに、登録分析機関による温泉成分分析を受けるものとする。ただし、源泉と利用施設の間でその成分に差異がないと認められる場合であって、源泉の管理者が行った成分分析の結果の提供を受けたときは、利用施設において自ら再分析を行うことは要しないものとする。

- 2 温泉を公共の飲用に供する者（以下「飲用泉提供者」という。）は、前項の規定による再分析を実施する場合は、別表第 1 の水質基準に掲げる各項目を加え実施するものとする。
- 3 前二項の規定により再分析を実施した者は、法第 18 条第 4 項の規定により掲示内容を変更しようとするときは、あらかじめ温泉成分等掲示届（細則別記第 16 号様式）1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

なお、届出書の備考欄には、登録分析機関から結果の通知を受領した日を記載するものとする。

#### (定期検査)

第 35 条 飲用泉提供者は、毎年 2 回定期的に、飲泉所において温泉水の細菌学的項目検査を実施し、その検査成績書の写し 1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

ただし、希釈水に水道水以外の水を使用している場合には、希釈水が水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上欄に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度が、下欄に掲げる基準に適合していることを証する水質検査結果書の写し 1 部を併せて添付するものとする。

#### (臨時の検査)

第 36 条 温泉採取者又は飲用泉提供者は、地震、大雨等水質に影響を与える恐れのある事態が発生したときは、別表第 1 の水質基準に掲げる項目についての検査を実施し、その成績書の写し 1 部を所轄保健所長に提出するものとする。

- 2 飲用泉提供者は、使用している源泉において動力の装置、しゅんせつ、パイプの入替え等の工事が実施されたとき及び飲用施設に関する工事又は清掃等を実施したときは、別表第 3 で規定する飲泉所の温泉水について、別表第 1 に規定する細菌学的項目及び他の項目の検査を実施し、その検査成績書 1 部を所管保健所長に提出するものとする。

#### (飲用施設供用中止届)

第 37 条 知事は、温泉飲用の許可を受けた者が、その施設の供用を中止したときは、速やかに飲用施設供用中止届（別記第 17 号様式）1 部を、所轄保健所長に提出するよう

指導するものとする。

- 2 前2条に定める細菌学的項目検査の結果が、別表第1に定める水質基準を超えた場合には飲用泉提供者はその施設の供用を中止し、速やかに飲用施設供用中止届（別記第17号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

（温泉利用許可事項変更届）

第38条 細則第19条第1項第1号の規定により、温泉利用許可施設において次の各号に掲げる改築又は変更をしたときは、10日以内に温泉利用許可事項変更届（細則別記第20号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

- 一 同一室内における浴槽の形状変更
  - 二 許可のあった同一飲泉口に係る温泉飲用施設の変更
- 2 前項の届出を提出する場合には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 温泉浴用にあっては、変更前及び変更後の浴槽が確認できる図面
  - 二 温泉飲用施設にあっては、変更前及び変更後の飲用利用施設が確認できる図面

（飲用施設供用再開届）

第39条 知事は、飲用施設の供用を中止していた者が、その施設の供用を再開しようとするときは、供用再開前に飲用施設供用再開届（別記第18号様式）1部を所轄保健所長に提出するよう指導するものとする。

- 2 前項の提出に当たっては、飲泉所において温泉水の細菌学的項目検査を実施し、その検査成績書の写し1部を添付するものとする。

（温泉利用許可施設廃止届）

第40条 細則第19条第1項第2号の規定により、温泉利用許可施設を廃止した者は、廃止の日から、10日以内に温泉利用許可施設廃止届（細則別記第21号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

（温泉利用許可資格喪失届）

第41条 細則第19条第1項第3号の規定により、温泉利用許可施設の許可を受けた者が、死亡若しくは6月以上所在不明の場合、または法人が解散した場合は、戸籍法による届出義務者又は清算人は、10日以内に温泉利用許可資格喪失届（細則別記第22号様式）1部を所轄保健所長に提出するものとする。

## 第4章 温泉の分析

（温泉成分分析を行う者の登録）

第42条 温泉成分分析を行おうとする者は、法第19条第2項の規定により、温泉成分分析を行う者の登録申請書（細則別記第17号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて1部を知事に提出するものとする。

- 一 申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人の場合には、住民票の写し
- 三 分析施設の見取図、法第19条第2項第3号で定める分析機器一覧及びその配置図
- 四 申請者が法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約する書面（共通第4号様式）
- 五 温泉成分分析を、適正かつ確実に実施するのに十分に経理的な基礎を有するものであることを証明する書類として次のイ及びロ又はこれに代わるもの
  - イ 過去3年分の事業報告書
  - ロ 過去3年分の決算書（貸借対照表、財産目録）
- 六 温泉成分分析以外の各種登録等に関するもの

（登録分析機関登録事項変更届）

第43条 法第20条の規定により、登録分析機関が登録内容を変更した時は、変更のあった日から10日以内に登録分析機関登録事項変更届（細則別記第18号様式）に次の書類を添えて、1部を知事に提出するものとする。

- 一 法人にあっては「主たる事務所の所在地及び名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに役員」の変更の場合は登記事項証明書
- 二 個人にあっては「氏名又は住所」の変更の場合は、その住民票の写し
- 三 変更後の役員が法第19条第4項第1号から第3号までに該当しない者であることを誓約する書面（共通第4号様式）
- 四 分析施設にあっては変更前及び変更後が確認できる図面
- 五 温泉成分分析に使用する器具、機械又は装置の名称及び性能に関する変更の場合、変更前後の内容及び必要に応じてカタログ等を添付すること。

（登録分析機関業務廃止届）

第44条 法第21条の規定により、登録分析機関がその業務を廃止したときは、遅滞なく、登録分析機関業務廃止届（細則別記第19号様式）1部を知事に提出するものとする。

- 2 前項の提出に当たっては、登録済証明書を添付するものとする。

（報告の義務）

第45条 温泉採取者は、毎年3月31日現在の温泉の温度及びゆう出量その他必要な事項を毎年4月20日までに知事に報告するものとする。

- 2 細則第20条の規定により、温泉浴用施設又は温泉飲用施設の管理者は、毎年3月31日現在の温泉利用状況報告書（細則別記第23号様式）1部を毎年4月20日までに所轄保健所長に報告するものとする。

（書類の経由）

第46条 法、規則、細則又はこの要綱により知事に提出する書類は、所轄保健所長を経由するものとする。

ただし、法第19条第2項(登録の申請)、法第20条(変更の届出)及び法第21条(廃止の届出)に基づく書類の提出先は千葉県健康福祉部薬務課とする。

(登記事項証明書)

第47条 この要綱の規定により添付する登記事項証明書は、90日以内に発行されたものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(掘削の許可に関する措置)

2 平成14年4月1日以降の掘削許可については、第4条の工事延期届、第5条の工事再開届の規定を適用しない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月28日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月15日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、改正前の千葉県温泉指導要綱の規定により調整した用紙は、この要綱の施行の日以後も、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月16日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年 7月 1日から施行する。